



性被害にあわれた方へ

あなたや相手がどのような性別でも、あなたの同意なく性的接触をすることは性暴力です。いつでも相談窓口にご連絡ください。

▶ 誰かの性被害に気付いたら

「なぜ、助けを呼ばなかったの?」「どうして逃げなかったの?」不用意な言葉が二次被害を与えます。寄り添って耳を傾け、被害に気付いたあなたから相談窓口にご連絡ください。

▶ アクティブバイスタンダー

性暴力などに遭遇したときに積極的に行動できる第三者のことをアクティブバイスタンダー (Active Bystander)」といいます。目の前の性被害に気付いたり、目撃したら、あなたの安全を最優先に確保した上で「大丈夫ですか」などの声かけや110番通報をお願いします。

性犯罪・性暴力被害者 ワンストップ支援センター

全国共通短縮ダイヤル

8 8 9 1 はやくワンストップ

群馬県性暴力被害者サポート センター Saveぐんま

群馬県のワンストップ支援センターです
相談電話

0 2 7 - 3 2 9 - 6 1 2 5

月～金曜日/9時～17時 (休日・年末年始を除く)
※夜間・土日祝日は全国一律のコールセンターへ
つながりご相談できます。

性犯罪被害相談電話

8 1 0 3 ハートさん
警察の性犯罪専用の相談電話です。

群馬県警察少年サポートセンター

0 2 7 - 2 8 9 - 6 6 1 0

こども・若者の被害者を支援する窓口です
平日午前8時30分～午後5時15分

Curetime (キュアタイム)

内閣府が運営するチャット相談です
午後5時～午後9時

※年齢・性別・セクシュアリティ
を問わず、匿名で相談できます。



こども・若者の性被害防止のための緊急啓発期間

2023年8月～9月

性犯罪の法律が変わりました

(2023 7/13～)

1 強制性交等罪は「不同意性交等罪」に！

「暴行」「脅迫」「障害」「アルコール」「薬物」「フリーズ」「虐待」「立場による影響力」などが原因となって、同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態

NOと思ったり、NOと言ったり、NOをつらぬいたりすることが難しい状態

で性交等やわいせつな行為をすると、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます。

2 性交同意年齢が「16歳未満」に引き上げ！

16歳未満のこどもに対して、性交等やわいせつな行為をすると、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます（※）。

※相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のとき。

3 わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求は犯罪！

16歳未満のこどもに対して、次の行為をすると、処罰されます。

- ①わいせつ目的で、うそをついたり金銭を渡すと言うなどして、会うことを要求する。
- ②その要求の結果、わいせつ目的で会う。
- ③性的な画像を撮影して送信することを要求する。

4 性的な画像の盗撮は撮影罪！

次の行為をすると「撮影罪」「提供罪」として処罰されます。

- ①正当な理由なく、人の性的な部位・下着などをひそかに撮影する。
- ②正当な理由なく、16歳未満のこどもの性的な部位・下着などを撮影する。
- ③①・②で撮影した画像を人に提供する。

5 性犯罪の公訴時効期間が延長！

時効期間は、被害に遭った時（18歳未満の場合は18歳になった時）から、

- ①不同意性交等致傷罪など・・・20年
- ②不同意性交等罪など・・・15年
- ③不同意わいせつ罪など・・・12年

になりました。



群馬県警察本部
子供・女性安全対策課